

ネットさがみはら協力員会議運営要綱

1 目的

この要綱は、相模原福祉オンブズマンネットワーク（以下「本会」という。）規約第 25 条第 2 項の規定に基づき、協力員会議の運営に関して必要な事項を定める。

2 構成

協力員会議は、会員事業所に置かれた協力員をもって構成する。

3 構成員の責務

- (1) 協力員はオンブズマンと連携を図り、相談事業の円滑な遂行に協力する。また事業所の権利擁護担当者として、利用者の権利擁護推進と福祉サービス向上のために事業所内の意識向上に努める。
- (2) 協力員は、他事業所協力員との連携を図り、本会の目的を達成するために、積極的に協力員会議に参加し、情報交換、研修会の企画、当事者会の支援等の活動に努力するものとする。

4 組織等

- (1) 協力員会議を運営するにあたり協力員会議代表 1 名、副代表 1 名を互選し、運営委員を兼務する。任期は 3 年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合には補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 協力員会議代表は、協力員会議の運営に責任を持ち、副代表は代表を補佐する。
- (3) 協力員会議は代表が招集し、毎年度 5 回以上開催する。
- (4) 協力員会議で議決を必要とする事項は、構成員の 2 分の 1 以上の出席において、多数決をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議事項

協力員会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会規約第 11 条に規定する運営委員 2 名の選出
- (2) オンブズマン相談活動内容・技術に関する事項
- (3) 権利擁護に関する事項
- (4) 本会運営に対する意見具申に関する事項
- (5) 本会委員長より諮られた事項
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

6 要綱の改正

この要綱の改正については、本会運営委員会が協力員会議の意見を聞き行う。

附 則

この要綱は平成 25 年 05 月 21 日から施行する。